

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年12月23日
【会社名】	日本電気硝子株式会社
【英訳名】	Nippon Electric Glass Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長 松本 元春
【本店の所在の場所】	滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号
【電話番号】	大津077(537)1700
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 森井 守
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番4号品川グランドセントラルタワー 東京支社
【電話番号】	東京03(5460)2510
【事務連絡者氏名】	東京支社長 伊井 強
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

1. 当該事象の発生年月日

2019年12月16日

2. 当該事象の内容

(連結)

当社は、主として自動車の樹脂部品や風力発電用風車ブレードなどに使用されるガラスファイバを生産販売しています。2018年下期以降、欧州や中国等における需要減速を背景に競争環境が激化してきました。これに対応するべく、当社では各拠点で生産性の改善や経営のスリム化などを進めるとともに、大幅な稼働調整を行ってまいりました。しかしながら、市場の回復が進まない中、欧米のガラス繊維事業子会社においては、販売の減少とそれに伴う稼働調整によるコスト高を内部努力によって十分に補うことができず、収益の低迷が続いています。

こうした状況を踏まえ、今般、米国ガラス繊維事業子会社(Electric Glass Fiber America, LLC(以下、EGFAという))においては、3工場を2工場に集約し更なる経営の効率化とコスト競争力の向上を図るとともに、生産品種構成の見直しを行ってまいります。

また、EGFA及び欧州ガラス繊維事業子会社(Electric Glass Fiber UK, Ltd.及びElectric Glass Fiber NL, B.V.(以下、EGFU及びEGFNという))について、有形固定資産及びのれん等の減損損失を計上することとなりました。

(個別)

個別財務諸表においては、Nippon Electric Glass America, Inc.(当社は米国子会社Nippon Electric Glass America, Inc.を通じてEGFAの株式を取得)、EGFU及びEGFNの株式に係る子会社株式評価損、貸倒引当金繰入額及び債務保証損失引当金繰入額を計上することとなりました。

3. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2019年12月期において、下記のとおり特別損失を計上します。なお、下記の金額は現在の会社試算であり、会社計画及び割引率等は、今後の精査や監査により変更の可能性があります。

(連結)

特別損失 減損損失 合計約381億円

EGFAの一部工場閉鎖を含む事業計画に基づく有形固定資産及びのれん等の減損損失の計上
約190百万米ドル(約208億円)

EGFU及びEGFNに係る有形固定資産及びのれん等の減損損失の計上

EGFU 約57百万ポンド(約79億円)

EGFN 約77百万ユーロ(約94億円)

(注) 印の金額の算定に用いた為替レート

1米ドル=109円、1ポンド=139円、1ユーロ=123円

(個別)

特別損失 合計約529億円

子会社株式評価損 約476億円

貸倒引当金繰入額 約16億円

債務保証損失引当金繰入額 約37億円

個別決算で計上される特別損失は、連結決算において相殺消去されるため、連結業績への影響はありません。

以上